

グループホーム うちこ園運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 大志会が開設する「グループホームうちこ園」（以下「グループホーム」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、グループホームの介護職員その他の従業者（以下「介護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であつて認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。以下この規定において同じ。）に対し、共同生活住居（介護保険法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この規程において同じ。）において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえ、基本的人権を守り、利用者の立場に立ち、「まごころ」と「思いやり」を信条とし、安心して暮らせる場を提供する。
- 2 事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 3 グループホームの管理者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、介護職員等と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）（以下「介護計画等」という）を作成し、利用者又はその家族に対し、内容等について説明するものとする。
- 4 事業は、前項に規定する介護計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 5 介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 6 事業に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 7 事業所は自ら提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム うちこ園
- 二 所在地 愛媛県喜多郡内子町内子 3683 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 グループホームに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員、計画作成担当者、介護職員と兼務）
管理者は、グループホームの介護職員等の管理及び指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名（常勤・管理者、介護職員と兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画等を作成するとともに、連携する

介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

三 介護職員 7名以上

介護職員は、介護計画等に基づき、介護サービスの提供に当たる。

(利用定員)

第5条 グループホームの入居定員は、1ユニット 9名とし、これを越える利用者を受け入れてはならない。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 共同生活住居及び食事の提供
- 二 介護計画等の作成及び実施
- 三 食事、入浴及び排泄等日常生活の世話
- 四 利用者の趣味、嗜好に応じた活動の支援
- 五 利用者の病状の急変及び夜間における緊急時の対応
- 六 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行
- 七 利用者が退去の際に必要なとする指導及び援助
- 八 その他、事業として適当と思われるサービスの提供

(利用料)

第7条 事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを、利用者から徴収するものとする。

- 一 食材料費 1, 445円/日（朝食390円、昼食530円、夕食525円）
- 二 理美容費 実費
- 三 家賃 25, 500円/月
月の途中で入所した場合は日割り計算（1日850円）
- 四 おむつ代（紙パンツ、おむつ、尿取パッド等）実費
- 五 共益費（水道光熱費） 12, 000円/月
月の途中で入所した場合は日割り計算（1日400円）
- 六 その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 七 管理費 5, 000円/月月の途中で入所した場合は日割り計算（1日167円）

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(入退去)

第8条 事業は、要介護もしくは要支援者であって、認知症の状態にある者のうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 グループホームは、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をしなければならない。
- 3 入居に際しては、利用者又はその家族とグループホームとの間で入居契約を結ぶものとし、契約の際には原則として利用者本人、グループホーム管理者が同席し、契約書に署名・捺印の上、利用者側並びにグループホーム側の双方が保管するものとする。
- 4 グループホームは、利用者が入院治療を要する等の理由により、当該グループホーム内で必要なサ

ービスを提供できないと判断した場合は、速やかに他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を講じなければならない。

5 グループホームは利用者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

6 グループホームは、利用者の退去の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な適切な指導及び援助を行う。

7 グループホームは、利用者の入居に際しては入居の年月日及び入居する共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。

二 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼす事。

三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を減する事。

四 指定した場所以外で火気を用いる事。

五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出す事。

(秘密保持)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことができないよう、必要な措置を講ずる。

3 従業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(苦情処理)

第11条 事業所は、利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の確認、改善措置、利用者や家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講ずる。

(事故発生時における対応)

第12条 事業所及び従業者は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、介護保険の保険者、家族等に連絡を取り、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。また、そのために損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時における対応)

第13条 事業所及び従業者は、利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じた場合に対応できるよう、別途「医療連携体制に関する指針」並びに「看取りに関する考え方」を策定し利用者・家族等への説明同意を行うとともに、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 併設の介護老人保健施設 アンビションうちこ園の非常災害対策に準じ、グループホームの非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成、火災、地震等の災害から利用者等を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図る。

2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第15条 事業所は、認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(その他運営についての重要事項)

第 16 条 グループホームは、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1 カ月以内

二 継続研修 年 2 回

2 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

3 事業者は従業員、設備、備品、会計並びに利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存するものとする。

4 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、グループホームうちこ園運営推進会議を設置し、別途、規則を策定する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人 大志会とグループホーム管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6 虐待の防止

グループホームは、利用者の人権の擁護、虐待防止のため次に掲げる対策を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための職員研修の実施（年 2 回）

四 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

五 その他、虐待防止のために必要な措置

(2) グループホームは、サービス提供中に当施設職員または利用者を擁護する立場の者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 22 日より施行する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 18 年 9 月 15 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 21 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 24 年 7 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 26 年 3 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 27 年 8 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 29 年 3 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、平成 31 年 1 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、令和元年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、令和 4 年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、令和 5 年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、令和 6 年 5 月 1 日より実施する。

附 則

この運営規程の改定は、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。